



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一

○東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……三

告示 (海区漁調)

○東京海区におけるそでいか漁業の制限……四

正誤

○平成二十八年三月三十一日付東京都規則第百十六号……四

告示

●東京都告示第千三十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十八年五月二十七日

東京都知事 舛添 要一

一 日時 平成二十八年六月六日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 永光建設株式会社
(二) 代表者氏名 代表取締役 永田 浩資
(三) 主たる事務所の所在地 豊島区西池袋三丁目三十三番六号
(四) 免許証番号 東京都知事(14)第一一〇二二号
(五) 免許年月日 平成二十四年九月二十六日

一 日時 平成二十八年六月六日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 丸井不動産
(二) 代表者氏名 齋藤 伊三夫
(三) 主たる事務所の所在地 渋谷区笹塚三丁目十七番四号
(四) 免許証番号 東京都知事(15)第二一九七号
(五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十五日

一 日時 平成二十八年六月七日 午後二時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 株式会社O.S.テラ
(二) 代表者氏名 代表取締役 岡田 千穂子
(三) 主たる事務所の所在地 新宿区袋町二十四岡田ビル二階

一 日時 平成二十八年六月七日 午後四時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 株式会社希望社
(二) 代表者氏名 代表取締役 美平 將道
(三) 主たる事務所の所在地 大田区鶴の木一丁目二番十八号
(四) 免許証番号 東京都知事(7)第五五九〇六号
(五) 免許年月日 平成二十五年二月三日

一 日時 平成二十八年六月七日 午後四時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 株式会社希望社
(二) 代表者氏名 代表取締役 美平 將道
(三) 主たる事務所の所在地 大田区鶴の木一丁目二番十八号
(四) 免許証番号 東京都知事(7)第五五九〇六号
(五) 免許年月日 平成二十五年二月三日

一 日時 平成二十八年六月八日 午後三時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者
(一) 商号 有限会社トリアホーム
(二) 代表者氏名 取締役 梅木 邦晴
(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿七丁目一番七号
(四) 免許証番号 東京都知事(7)第五八〇〇六号
(五) 免許年月日 平成二十六年一月十九日

一 日時 平成二十八年六月八日 午後四時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者

一 日時 平成二十八年六月八日 午後四時三十分
二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
三 被聴聞者

<p>(一) 商号 サンランドシステム株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 吾一</p> <p>(三) 主たる事務 所 杉並区高井戸西一丁目三十三番二号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(6)第六一七八三号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年九月六日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十三日 午後二時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>(一) 商号 有限会社フオリオ</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 高橋 洋</p> <p>(三) 主たる事務 所 千代田区九段南四丁目八番三十号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七一〇三七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年一月二十八日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十三日 午後三時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>(一) 商号 株式会社明和建設</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 岩瀬 松信</p> <p>(三) 主たる事務 所 武蔵村山市本町四丁目三十九番地の五</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七二五三三号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年二月二十四日</p>
<p>一 日時 平成二十八年六月十三日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 株式会社R Jコーポレーション</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 阿部 雅之</p> <p>(三) 主たる事務 所 渋谷区渋谷一丁目十番三号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八二九〇五号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十六年三月十二日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十四日 午後二時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>(一) 商号 有限会社城東技研</p> <p>(二) 代表者氏名 取締役 米島 暎日</p> <p>(三) 主たる事務 所 江戸川区船堀一丁目八番十九号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三四五〇号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十六年八月十三日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十四日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>(一) 商号 株式会社長谷川設計</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 長谷川 隆</p> <p>(三) 主たる事務 所 青梅市新町四丁目二十九番地三コトブキマンション四一〇</p>
<p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七三〇三号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年三月二十三日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十五日 午後二時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 株式会社誠和</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 櫻井 修</p> <p>(三) 主たる事務 所 葛飾区亀有三丁目十七番二号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八七九一一号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年七月二十日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十五日 午後三時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>(一) 商号 株式会社アプレスト</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 長泉 努</p> <p>(三) 主たる事務 所 港区麻布十番二丁目四番十号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第八九五二三号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年七月二十五日</p> <p>一 日時 平成二十八年六月十五日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>	<p>一 日時 平成二十八年六月十五日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p>

<p>(一) 商号 株式会社トーワテック</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 村松 真二</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 新宿区西早稲田三丁目一番七号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇三九〇号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十六年四月十日</p>	<p>一 日時 平成二十八年六月二十日 午後二時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 株式会社あみすかん</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 津吹 福壽</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋浜町二丁目八番三号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三八四七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年二月三日</p>
---	--

<p>一 日時 平成二十八年六月二十日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 M G Mホールディングス株式会社</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 山内 伸治</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋本町二丁目六番三号</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四四七〇号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十四年七月二十七日</p>	<p>一 日時 平成二十八年六月二十一日 午後二時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 株式会社ラクーラホーム</p> <p>(二) 代表者氏名 代表取締役 宮田 裕二郎</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 墨田区江東橋四丁目二十二番十号四階 D</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五三一七号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年五月十日</p>
--	--

<p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九五八九九号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十五年十月十八日</p>	<p>一 日時 平成二十八年六月二十一日 午後四時三十分</p> <p>二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室</p> <p>三 被聴聞者</p> <p>(一) 商号 J i V i r e i v e</p> <p>(二) 代表者氏名 石川 悟</p> <p>(三) 主たる事務所の所在地 板橋区大和町二十番十四号 ペアパレスパートI・二〇一号室</p> <p>(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六九〇六号</p> <p>(五) 免許年月日 平成二十六年八月八日</p>
---	---

●東京都告示第千三十八号
 東京都建築安全条例(昭和二十五年東京都条例第八十九号)第七条の三第一項の規定に基づき、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域を次のとおり指定したので、告示する。

なお、関係図書は、都市整備局市街地建築部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

区市 指定する区域

新宿区 赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東横町、築地町、改代町各区内

附 則

この告示は、平成二十八年六月二十日から施行する。

告示 (海区漁調)

●東京漁調指示第四号

東京海区(小笠原海域に限る。)におけるそでいか漁業(以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成二十八年五月二十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 竹内 正一

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数五トン以上の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象船舶及び隻数

ア 対象船舶

東京都小笠原支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

イ 隻数

最高限度は、四十五隻とする。

(二) 漁具の制限

ア この漁業の操業に使用する針数は、幹糸一本当たり十本以内とする。

イ 立て縄釣り及びたる流し釣りを操業する場合は、

三十組以内とする。

ウ たるを連結する場合は四たる以内とし、連結総延長は三百メートル以内とする。

(三) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(四) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに平成二十九年七月二十九日までに委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(取扱要領)

三 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

四 この指示の有効期間は、平成二十八年七月一日から平成二十九年六月三十日までとする。

正誤

○平成二十八年三月三十一日付東京都規則第百十六号

ページ一段一行 誤 正

増刊31 六上 後から 繰り上げる

六上 四 繰り上げる

六下 一 改め

六下 一 改め

改め、同条第二項中「別記第一号様式の十八の十七」を「別記

九下 後から 五

第四条の二十一の十九の改正規定

第一号様式の十八の十六」に改め

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001